

平成25年1月23日

平成23年（行ウ）17号／18号

原告 前川盛治ほか274名／原告 前川盛治ほか120名

被告 沖縄県知事仲井間弘多／被告 沖縄市市長東門美津子

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告準備書面（22）

（被告沖縄市市長準備書面（5）（経済的合理性関係）に対する反論）

原告ら訴訟代理人弁護士 籠橋 隆明

同 鋸 口 崇

同 喜多 自然

同 栗 山 知

同 齋藤 祐介

同 白川 秀之

同 長谷川 鉦治

同 原田 彰好

同 日高洋一郎

同 堀 雅 博

同 間宮 静香

同 御子柴 慎

同 横 江 崇

原告ら訴訟復代理人弁護士 松本 徹意

同 吉浦 勝正

同 宮本 増

沖縄市市長準備書面（5）に対し反論を行う。なお、本準備書面に特に記載しないところについても、原告準備書面（12）等において既に主張したところが妥当することを前提としている。

第1、同第2（原告ら準備書面（9）に対する認否反論）について

1、被告市長準備書面（5）2頁2（1）について

（1）イについて

被告市長自ら、100人WSの設置が、「埋立推進を前提としていたこと」は認めている。結局、「100人WS」やその後の「見直し部会・市民部会」「調査委員会・専門部会」は埋立てを前提として、単に「土地利用計画作成」のための取組にすぎなかったのである。本件埋立ての是非に関する開かれた市民意見の集

約はなさず、「埋立反対」の意見は全く反映されなかったのである。市民意識において「埋立反対」が多数意見であることは、原告準備書面（9）の証拠甲B第30号証で示した。要するに被告沖縄市長は、「少数意見」の埋立推進の立場で物事を進めたのである。

なお、甲B第30号の世論調査は2001年～2004年のものである。新しい2011年の世論調査結果もあるので甲B76として提出する。この2011年調査でも沖縄市民意見は反対が61.5%、賛成が約20.4%となっており、世論調査での民意は埋立反対が圧倒的に多数であることは明らかである。

甲B新1第号証の要点は以下のとおり。

修士論文「沖縄泡瀬干潟の環境価値評価に関する一考察」（発表：2011年3月12日）

沖縄国際大学 大学院 地域産業研究科 地域産業専攻 大城和賀子

アンケート結果（概要） 東部海浜開発事業の賛否

賛成（沖縄市20.4%、那覇13.0%） 反対（沖縄市61.5%、那覇53.5%）

（2）2頁ウについて

市長選の結果について「埋立てを全面的に中止する旨を公約に掲げた者が市長に当選していたはずである」の記述は、市長選の実態を見ない意味のない見解である。2006年の市長選挙は、「事業の見直し」を公約に掲げた東門氏と、1区2区全面推進を公約に掲げた桑江氏の二人しか立候補していない。また2010年の市長選は、「1区推進、土地利用計画に合理性がないときは事業は推進しない」を公約に掲げた東門氏と、「1区2区全面推進」を公約に掲げた喜屋武氏と江洲氏の3人しか立候補していない。埋立反対を公約に掲げた候補者が落選したわけでもない。いずれも東門氏が勝利しているが、2010年の選挙のあと、東門氏は公約の一つの「土地利用計画に合理性がないときは事業は推進しない」について、支持政党に沖縄市案を説明しただけで、土地利用計画に合理性があるかどうかは、支持政党及び市民との論議もせず、4日後・8月3日に国に提出した沖縄市案を国が認めたので「合理性がある」と判断し、この事業を推進している。東門氏の行政手法は、明らかに民主主義に反し、「土地利用計画に合理性がないときは事業を推進しない」の公約に反している。

また市長選の結果から『要するに、沖縄市民は、沖縄市長選において「第1区域推進」という民意を示した（準備書面3頁）』と結論するのは、選挙の制度・意味・内容を知らない暴論である。この選挙は、泡瀬干潟「第1区埋立推進」だけが争点になったのではない。多くの政治的・経済的課題が争点となっている。有権者は泡瀬干潟の埋立問題についてのみに判断することはできない

のである。

また、2010年の選挙は、泡瀬干潟埋立に全面的に反対する候補者が立候補していなかったことから（2010年選挙での3候補の泡瀬干潟埋立に対する主張は前記のとおり）、泡瀬干潟埋立問題に関しては十分な議論がなされず（埋立前面推進の候補者か1区推進の候補者である東門氏かの選択肢しかなかったのである）、選択肢が限定された選挙であって、埋立反対の市民も多くが棄権したりしたため投票率も2006年より低下（06年約59%、10年約51%）し、東門氏の獲得票も2006年の選挙よりも5,676票少なかった。このようにして、選挙の結果だけで「民意は、第1区域推進」であると東門氏が結論しているならば、政治家としての東門氏の見識を疑わざるを得ない。

なお、他の例をいえば、直近の2012年12月の衆議院選挙で「自衛隊を国防軍にする・憲法9条を改訂する」を公約に掲げた自民党が勝利したが、この結果から「自衛隊を国防軍にする・憲法9条を改訂するは、国民の民意だ」などというのは暴論であるのと同じである。それとも被告沖縄市長はこの結果を、「自衛隊を国防軍にする・憲法9条を改訂する、は、国民の民意だ」と思っているのだろうか、見解を伺いたい。選挙は、様々な条件が重なるものであり、結果は「すべて民意」でもない。原告が示した甲B30・甲B76の各種世論調査の結果（埋立反対が多く、賛成は少ない）もまた民意である。

（3）3頁エについて

また、沖縄市議会が早期推進を旨とする意見採択をしたから、また市議選の結果から「自らの埋立反対という意見が沖縄市民の中の少数意見であることを知悉しているはずである」もまた暴論である。市長選挙、市会議員選挙の結果や沖縄市議会の意見採択の事実から直ちに「民意は埋立賛成が多数」と言うことができないことはいまさらいうまでもない。選挙は前記のとおり、ただ1点の争点だけで有権者の投票行動が決まるわけでもなく、また、選挙区制度や“しがらみ”などの影響も受け、そして市議会議員の行動も選挙民の意思と乖離することは通常有り得ることであるからである。

（4）4頁オについて

前記のとおり、100人WSや見直し部会は、埋立を前提とした土地利用計画の作成を目的として進められたもので、その結果埋立反対の意見は当初から排除されており、その結果が民意を反映していないことは明らかである。

2、被告市長準備書面（5）4頁（2）（ふ頭用地（小型船だまり））について

沖縄市案作成過程においては、あくまで泡瀬干潟1区埋立推進を前提として進められ、埋立反対の意見を排除したこともあって、その土地利用計画につい

て客観的な検証は行われているとはいえない。

3、被告市長準備書面（5）5頁（3）について

前記のとおり、「I区推進」が多数意見とはいえない。

第2、被告市長準備書面（5）5頁第4（原告ら準備書面（12）に対する認否反論）について

1、同5頁以下の第4の柱書及び1項（2）（3）（予算執行等に係る裁量論に関する主張）について

被告市長は、「執行機関による予算執行等に係る裁量権の逸脱及び濫用の有無は、経済的見地のみならず、社会的見地及び政策的見地も含めて判断されるべきもの」と主張する。しかし、その「社会的見地及び政策的見地」の意味内容は不明である。仮に、この「社会的見地及び政策的見地」が被告市長の無制約的な裁量を許容する根拠とされるのであれば、それは誤りと言うべきである。

財務会計行為の違法性判断は、財務会計行為である支出の原因となっている事業が、財務会計行為時において、「その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くことと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる」（平成18年11月02日最高裁第一小法廷判決参照）ときは、予算執行の適正確保のための財政会計法規である地方財政法4条1項の経費の必要最少限度の原則、および地方自治法2条14項の最少経費による最大効果の原則の各規定に違反することになるので、当該支出は予算執行の適正確保の見地から看過できない違法があることになる。

本件埋立事業については、沖縄県入域観光客数や沖縄市立寄率やその他において、発生需要に関する過大な認定や評価や根拠のない需要予測が含まれていることから、上記小田急高架橋事件最高裁判決に照らし当然に違法となるべきものである。

2、被告市長準備書面（5）6頁2（ふ頭用地（小型船だまり））について

（1）7頁（イ）「保管利用」については、通常「保管」と「乗降」とは異なる意味として使用されるものであるから、被告市長がいうように「保管利用」が「保管」と「利用」の双方の意味を併せ持つと断定することはできない。

（2）7頁（ウ）～8ページ・7行目に、バブル期である昭和63年の調査結果甲B40号証について被告沖縄市長は「貴重かつ有用な資料で・・・同調査以

降、類似の調査は実施されていない・・・可能な限り客観的な数値を探し出し・・・予測している」と弁解しているが、平成30年の予測のために、31年も遡った時点における、しかも一過性のバブル経済の時期の古い調査資料を使って予測することは、明らかに根拠資料として適切でなく、科学的でない。また、8頁（オ）には「沖縄県は他県にたいして海洋レジャーが盛んである」と記述されているが、そうであるとすれば「海洋レジャー」に関する調査は昭和63年以降も時々は行われているものと推測され、そうであればより新しい資料が存することも推測されるのであり、より新しい資料が存するのであれば古い昭和63年資料が不適切であることは一層明らかである。

また、レジャー白書は当然沖縄県民も対象にしているはずであって、沖縄県分のデータの存在も推測され、ここに釣りの回数に関する沖縄県分のデータも存するはずである。レジャー白書の調査では沖縄県ではどのような数値となっているのか、そのデータと前記昭和63年調査結果を比較するとどうなっているのかも示すべきである。

仮に昭和63年の「釣り」のデータしか存在しないのであるならば、「沖縄県は他県に対して海洋レジャーが盛んである」などとは言えないはずである。沖縄県が他県にもまして「海洋レジャーが盛んである」との根拠も示してもらいたい。

そして、昭和63年の調査結果は、原告準備書面（12）6頁でも指摘したように、129名の中の35名の回答をもとにしており、この結果を調査時から31年後の予測に使用する妥当性も疑われるのである。

(3) 8頁（エ）沖縄市長は「釣り団体客が「釣りに行く回数」を遊漁船が稼動する年間回数として用いることは妥当」と述べているが、個人の「釣りに行く回数」と「遊漁船の稼動回数」とは明らかにレベルの異なる「回数」であり、論理の飛躍があることは明らかである。

(4) 8頁（オ）に沖縄県は「海洋レジャーが盛んである」とあるが、そのような根拠は示されていない。

(5) 8頁（カ）に「・・・事業者次第ではある・・・沖縄市としては、中城湾内を周遊する観光・旅客船等を想定している・・・羽地内海の運行実績を参照・・・」とあるが、中城湾内を周遊する観光の実態は現在ないし、旅客船についても勝連半島の先の平敷屋漁港から津堅島への旅客船、知念半島の先の久高島には安座真港から15分で行ける。本件埋立地からの観光・遊覧・旅客についての需要が極めて少ないことは、原告準備書面（12）6頁～7頁で示した。

(6) 9頁（キ）で、被告市長は「事業としての採算割れ」の法的意味が分からないとしているが、本件公金支出は本件埋立事業を前提としており、本件埋立

事業はその前提として変更承認申請書等に記載された需要予測を根拠しており、その需要予測が妥当でないとするならば前記小田急高架橋事件最高裁判決の判旨に照らし、当該支出は違法と評価されるのである。

(7) 9頁エに関し、原告準備書面(12)7頁③の「全利用隻数が乗船定員満席の状態で開催し」については、撤回する。

3、被告市長準備書面(5)9頁(3)(マリーナ施設用地)について

(1) イについて

- ① 被告市長は、アンケート回答における「本マリーナに大変興味がある」「興味がある」と回答した者の「興味」の内容を聞く質問に対する回答のうち「海上バース」「陸上ヤード」「保管検討してもいい」を回答した者の人数(計236人)(甲B42・4頁問4参照)を、ほぼそのまま「需要」として本島内からの総需要230として予測しているが、これらの回答者は「本マリーナに大変興味がある」「興味がある」と回答した者であるに過ぎず、また、アンケート回答者の多くが低廉な利用料金を期待しており、利用料金額により利用の有無が影響されるだろうし、アンケート調査そのものの限界もあるであろう。したがって、アンケート集計結果から直ちに本件土地利用計画の需要が存することとは早計である。また、県外需要についても宜野湾港マリーナにおける県外オーナーの占める割合を直ちに本件マリーナに当てはめているが、そのように考えられる根拠はない。被告市長らはこれらの疑問に答えることができず、本件マリーナ保管需要予測は全く根拠がない。
- ② なお、原告らはアンケート調査の信用性を一般的に否定しているのではない。アンケート調査結果の分析が不十分で、この調査結果を十分な分析をすることなく利用することは不正確な結果を導くおそれがあることをしてきしているにすぎない。被告らは本件においてアンケート調査結果に対する十分な検討をすることなく恣意的に使用しているから、その結果が信用できないと主張しているのである。

(2) 10頁ウについて

- ① 被告市長は、マリーナ利用需要に関して原告が指摘した各疑問に答えていない。

15歳以上の者を対象としたレジャー白書08の数値を、0歳児～14歳までの者も含む入域観光客や周辺住民にそのまま適用したことは、計算値を益々信用できないものにする。また、レジャー白書08のアンケートに「ヨットモーターボート参加」とは別に選択肢とされた「国内旅行」があるにもかかわらず、入域観光客等についても無前提的にレジャー白書08の「ヨットモーター

ボート参加率」を適用し、「国内旅行」中の「ヨットモーターボート参加」をも「ヨットモーターボート参加」としてカウントすることは二重計上となり、ここでも不正確不適切な計算となっている。被告市長は、「沖縄県は他県に比して海洋レジャーが盛んなのであるから、レジャー白書の数値をそのまま用いたことは、むしろ控えめな需要予測をしていると評価すべき」などと主張して、統計上の数値の不正確な用法を正当化しているが、これは統計数値の恣意的な使用を自認しているとも解釈されるのである。

- ② 同 1 1 頁 (カ) には、原告準備書面 (1 2) 1 0 頁 4 行目の「沖縄マリーナ」の経営状況に関する原告側電話聞き取り調査結果 (約 1 0 名 / 日程度) について「不知」と認否しているが、本件埋立地のすぐ近くには (車で約 1 0 分程度) 現在経営中の「沖縄マリーナ」が存在しており、需要予測のためには重要な資料となるにもかかわらず、その利用状況について調査もせず、「原告らの電話聴取結果は不知」と片付ける態度は、本件マリーナの需要予測を客観的に捉えようとする姿勢に欠け、被告らが主張する本件マリーナの需要予測の正確性・客観性が信用できないことを表している。

本件マリーナの需要予測における分担率の考え方を「沖縄マリーナ」に当てはめれば、「沖縄マリーナ」は現在年間 21, 400 名の利用者 (年 300 日の利用として、一日平均 71 名の利用) がいることになるが、実態は、7 分の 1 の 1 日約 10 名の利用でしかすぎない。そして、本件埋立計画における本件マリーナに関する需要予測については、東部海浜入域観光客数からの需要 0. 2 万人の根拠である本件埋立計画における H30 年沖縄市入域観光客数 850 万が後述するように妥当でないこと、またコザ・石川圏人口からの分担率に基づく需要予測 1. 1 万人も現実に合わないこと等から考えると、本件マリーナの H30 の需要予測値計年 1. 3 万人、または、年 1. 2 万人の需要予測は過大であることは明らかである。

以下、上記の参考として、沖縄市の「分担率」等の計算方法 (甲 B 2・1 0 枚目⑦参照) によって沖縄マリーナの需要者数を試算した場合を示しておく。

コザ・石川圏の平成 2 2 年の人口 : 328, 886 人 (②人口の H22 年人口)

マリーナ参加回数 : 0. 0935 回 (⑦周辺人口からの予測)

分担率 (3 分の 1、沖縄マリーナ、北谷フィッシャリーナ、本件マリーナ。

しかし H22 年は、沖縄マリーナのみが営業していたので分担率を 1 とする)

$328, 868 \times 0. 0935 \times 1/1 = 21, 400$ 人 (年利用 300 日として 1 日あたり約 71 名の需要となる)

- (3) 1 1 頁エについて

中城湾港マリンタウンプロジェクトのマリーナ建設については、「事業に着

手」したこと自体は認める。しかし、その事業については以下のとおり、その成否自体極めて不透明といわざるを得ない。

原告準備書面（12）10頁では、甲B43～甲B45等から、この事業が「断念寸前である。利用需要がなく、マリーナ実現の見通しはない」旨を指摘した。この指摘は、同書証日付の当時までの状況に基づいて指摘したもので、当時、同事業計画当初のマリーナ需要予測に基づき建設工事が進んだが、予定されていたトイレや水道施設、管理施設もなくその後数年も放置され「釣り堀」、「高校生のヨットの練習場、海上保安部の寄港地」になっていたことをもとにしている。その後、同マリーナは沖縄県の予算（沖縄振興資金の一括交付金約7億円）を使用して整備されることになり、2013年度以降具体的な動きがあった。建設後沖縄県が民間から指定管理者を公募するという話であるが（原告ら2013年1月8日与那原町役場への電話聞き取り結果）、本来的に同マリーナに需要があるとはいえず、今後同マリーナの採算上の成否については極めて不透明といわざるを得ない。このようにして、現時点では単に「事業に着手している」だけのことである。

4、被告市長準備書面（5）11頁（4）（交流・展示施設用地）について

被告市長は、上記交流・展示施設に関する需要予測に対する原告らの批判に答えていない。

交流施設に関する観光客需要計算は東部海浜開発地区入域観光客数41万人に「H20観光要覧」の「会議・研修参加率」をかけたものと機械的に計算されているが、東部海浜開発地区入域観光客数自体が信用できないことはさておき、沖縄県に本土から来る観光客の層や目的は様々であり、このような機械的な計算が実態を反映しているとは言えない。

また、他の内訳のうち「沖縄市民の会議・研修及び踊り・ダンス等需要」は、 $\text{沖縄市人口} \times \text{「会議・研修及び踊り・ダンス等参加回数」} \times \text{「施設利用率」}$ として計算され、「会議・研修」は「H16観光統計実態調査」の県内日帰り旅行アンケート回答者の「会議・研修」参加率（10.0%） \times アンケート回答者県内日帰り旅行回数（2.42回）とされ、「踊り・ダンス等参加回数」は「レジャー白書08」のそれぞれの「参加率」や「参加回数」等により計算されたとされている。しかし、例えば、アンケート回答は複数回答であるから「参加率」（10.0%）の分母は100%をはるかに越えている（181.4%）にもかかわらず、この割合を全人口にかけていることなどから、実態を反映しているとはいえない。また、沖縄市民が会議・研修及び踊り・ダンス等に参加して施設を利用する場合身近の施設を利用することが多いと推測されるにもか

かわらず、市街地から離れた本件交流・展示施設に赴いてまで会議・研修及び踊り・ダンス等をすることは現実的でないことなど、実態に合致した計算とはなっていない。

5、被告市長準備書面（5）13頁（5）（宿泊施設用地）について

被告市長は、「平成20年沖縄市宿泊人数の実績はなく、平成20年沖縄市延宿泊者数（32.9万泊）の実績値しか存在しなかった。そのため沖縄市は、施設名等を伏せることを条件に沖縄市内の複数の宿泊施設に聞き取り調査を行って得た平均宿泊日数（1.84泊/人）の値を用い、平成20年沖縄市宿泊人数の推計値（32.9万泊÷1.84泊/人＝17.9万人）を算出している。」と述べている。そして沖縄市はこの値を元にして甲B2（①宿泊・宿泊需要の考え方）に示すように沖縄市宿泊率（36.98%）を計算している。この沖縄市の「平均宿泊日数（1.84泊/人）」の計算は恣意的であり客観性がない。すなわち、

① 「宿泊者数」について

沖縄市長は「平成20年沖縄市延宿泊者数（32.9万泊）の実績値しか存在しなかった。」と述べているが、「延宿泊者数」があれば、「宿泊者数」も存在することはものの道理である。宿泊者は1泊の者も数泊の者もいるが、その数値自体の資料を宿泊施設は保存しているはずである。したがって、「調査」をしたとすれば、当然「宿泊者数」についても調査しているはずである。この点、被告市長は答えていない。

② 調査対象施設が恣意的であること

沖縄市は「施設名等を伏せることを条件に沖縄市内の複数の宿泊施設に聞き取り調査を行って得た平均宿泊日数（1.84泊/人）の値を用い」とあるが、これは、沖縄市が恣意的に選んだ6社の宿泊者数(150,325人)と宿泊述べ人数(276,643)から計算(276,643÷150,325＝1.84)されたもの(この数値は沖縄市東部海浜開発局提供資料に基づく)であり、平成20年の沖縄市延宿泊者数(32.9万人)に相応する宿泊者数を元に計算されたものではない。平成20年10月1日現在の沖縄市の「ホテル・旅館数」は13社あるから(甲B77)、沖縄市の調査はその半数以下の6社の聞き取り調査結果のみから計算されており、恣意的であり、客観性に欠けるものである。そしてこの値をもとに計算された沖縄市宿泊率(36.98%)もまた、恣意的であり客観性に欠けるものである。そしてこのように恣意的に作られた平成20年沖縄市宿泊率が平成30年まで10年間不変の数値として使われていく。後述するように平均宿泊日数はいとも簡単に変更しながら、沖縄市宿泊率は不変のものとして使うことも、恣意

的である。

③ 「平均宿泊日数」数値の使用が恣意的であること

また、平成20年は平均宿泊日数（1.84泊/人）の値を使い、平成30年には、平均宿泊日数（2.71泊/人）を使っていることへの批判については「県内最大級のビーチ等が建設される」「長期間滞在するスポーツ合宿等の需要が想定される」から「平均宿泊日数が長くなることが見込まれる」とし、沖縄市の希望的観測を述べているに過ぎない。平成20年度の平均宿泊日数（1.84泊/人）については、実態がなく聞き取り調査までして「恣意的」に計算して出しているのに、平成30年はいとも簡単に「希望的観測」で2.71泊/人を使うことに客観性がないことは言うまでもないことである。

6、被告市長準備書面（5）14頁（6）（商業・臨海商業施設用地）について

被告市長は、施設利用率3分の1又は9分の1が妥当と主張しているが、全沖縄市民が3回に1回、全近隣地域の住民が9回に1回、本件商業施設において買い物をすると予測は誤っている。例えば沖縄市街地に多くの小売店が立地しており、わざわざ乗用車を利用して片道2,30分程度を要して本件商業施設で買い物をすることは、信用できない。

7、被告市長準備書面（5）15頁（7）（栽培漁業施設用地）について

① 豊かな生態系をもつ泡瀬干潟の生態系を本件埋立において破壊することから、当然漁業資源の減少を招くことになるのであり、本件埋立計画が中城湾の漁業資源の保全と両立しないことは明らかである。

② 栽培漁業施設の計画は、2008年12月の見直し後、2010年3月の第5回東部海浜開発土地利用計画検討調査委員会に提案されるまで公式の場で論議されなかった。これは、同施設の採算性の問題が存する故である。

なお、原告準備書面（12）14頁「ウ、栽培漁業施設」の冒頭3行の記述が不正確であったので、以下のとおり訂正する。

「ウ、栽培漁業施設については、平成12年当時の土地利用計画策定に際しての当初計画にはあったが、計画自体が杜撰であり、管理運営の中城湾沿岸漁業振興推進協議会が「組織と資金面で無理」（甲B78）と言っていることなどからその実現性が疑問視されていた。このように運営主体が「無理」と意見を提出していたにもかかわらず、2010年の沖縄市案に復活したのは、経営が赤字になった場合でも沖縄市財政で補填することになったからだと推測される。

③ 採算性の問題については、沖縄市議会での沖縄市側の答弁では、「年930万円の負担」（赤字）（甲B47・末尾頁下から2行目）であり、沖縄市案とともに

配布された「市の財政への影響」（甲B3、3頁）でも「栽培業センター、－9,237千円」が予想されていた。栽培漁業施設の赤字が市財政にマイナスの影響を及ぼすことになるから、「本件土地利用計画は、採算性の見通しもないまま、いたずらに公金を支出する異常な計画」（原告準備書面12、15頁）と批判されるのは当然のことである。

この批判に対し、被告市長は市準備書面（5）16頁（エ）で、栽培漁業施設は公共性があるから採算性からの批判は失当であると反論している。しかし、栽培漁業施設の運営主体や運営の具体的内等については依然として曖昧なままであり、その「公共性」についても内容が不明である。中城湾の水産業の振興にどれほどの寄与が見込まれるかも全くわからない。被告市長準備書面（5）16頁1行目を見ると魚介類の販売も行う計画とも読みとれるが、甲A1・111頁において「業務施設用地」を「削除」したことからは、魚介類の販売のための施設は存在しないようである。このように運営内容や社会的な寄与の内容程度も曖昧な事業に、最初から大幅な赤字を見込んで公金を支出することは、沖縄市の健全な財政運営の立場とは相容れないものである。

8、2項（8）（健康・医療施設用地）（被告市長準備書面（5）16頁以下）について

イ（イ）について

被告市長の主張は妥当でない。原告準備書面（12）16頁イの項に記載したとおりである。

なお、「フィットネス需要の実態」については、現在原告は具体的な資料を有していないが、沖縄市民のうち、0歳からお年寄りまで含めた人口の13%の人が1週間に1回程度「トレーニング」に参加していることは、常識的に実態に沿わないといわざるを得ない。

9、被告市長準備書面（5）18頁（9）（緑地）について

被告市長の主張を争う。原告準備書面（12）に記載したとおりである。

10、被告市長準備書面（5）19頁（10）（多目的広場用地）について

被告市長の主張を争う。原告準備書面（12）に記載したとおりである。

11、被告市長準備書面（5）21頁（11）（商業・臨海商業施設用地）について

被告市長の主張を争う。原告準備書面（12）に記載したとおりである。

12、被告市長準備書面（5）22頁（1）（平成30年の沖縄県入域観光客数850万人及び同推計（予測）から計算したその余の入域観光客推計等の非合理性）について

（1）22頁以下アについて

同（イ）では、「二次方程式モデルを用いた」「本件回帰式」（ $y=0.1919x^2+13.238x+201.72$ ）が「一次方程式モデルを用いた回帰式（ $y=17.844x+182.53$ ）」より「決定係数（R2）」がより1に近く、したがって、「本件回帰式の方がより精度が高い」ので、「本件回帰式を用いて推計することは妥当であると言える」との記述がある。この内容から、沖縄市が回帰式を選択する基準は、決定係数（R2）がより1に近いかどうかということであるということが分かる。

そうであれば、「二次方程式モデルを用いた」「本件回帰式」よりもさらに決定係数がより1に近い（ $R2=0.9886$ ）の四次方程式モデルを用いた回帰式（ $y=-0.0038x^4+0.1857x^3-2.7926x^2+30.529x+175.91$ ）を用いて推計することがより妥当であると言えることになる。ちなみに、この時の平成30年の沖縄県入域観光客数の推計値としてはおよそ309万人となり、この309万人という値が沖縄市が主張する「850万人」という値よりもより「妥当」であるという結果となることになる。

したがって、沖縄市による平成30年の沖縄県入域観光客数（850万人）の推計値（正確には予測値）が妥当ないことは明らかで、それに基づく、H30中部地域入域観光客数（301万人）、H30中部東海岸地域入域観光客数（128万人）、H30沖縄市入域観光客数（約68万人）、H30東部海浜開発地区入域観光客数（約41万人）に関する予測値（甲B1号証、甲B2号証参照）はいずれも妥当ではないこととなる。

さらに、これらの予測値（特に、H30沖縄市入域観光客数（約68万人）ならびにH30東部海浜開発地区入域観光客数（約41万人）に基づき算出されたすべての需要予測であるH30沖縄市宿泊人数（約25.1万人）、H30沖縄市宿泊需要（約68.0万泊）、H30東部海浜新規宿泊需要（約35.1万泊）、H30東部海浜新規宿泊需要数（約13.0万人）、H30東部海浜入域観光客の買い物需要（約10.9万人）、H30東部海浜入域観光客の飲食需要（約26.7万人）、H30東部海浜入域観光客のスポーツ需要（約0.5万人）、H30東部海浜入域観光客の展示施設需要（約7.6万人）、H30東部海浜入域観光客の交流施設需要（約3.7万人）、H30東部海浜入域観光客のビーチ需要（約10.3万人）、H30東部海浜入域観光客の野鳥園需要（約9.8万人）、H30東部海浜入域観光客の保養・休養需要（約

9.5万人)、H30東部海浜入域観光客のフィットネス需要(約12.8万人)、H30東部海浜入域観光客のマリーナ需要(約0.2万人)、H30東部海浜入域観光客の小型船だまり需要(約4.9万人)もいずれも妥当であるとは言えない。

(2) 24頁イについて

- ① 前段の通り、沖縄市による平成30年の沖縄県入域観光客数(850万人)の推計値(正確には予測値)に基づくH30沖縄市入域観光客数の予測値(約68万人)は妥当ではない。したがってその約68万人という値に「海・ビーチ・海浜リゾート」「訪問比率60%」を掛け合わせて算出した結果である、約41万人(毎日1123人の計算となる)が埋立地のビーチを訪問するという予測も妥当ではない。
- ② 被告市長準備書面(5)24頁では東部海浜開発地区立寄率等が妥当性を有すると述べている。これらもまた沖縄市の願望であり、希望的観測であり、客観性がない。沖縄市の考え方(沖縄市入域観光客数68万人の60%である41万人が人工ビーチを訪れる)が成り立つとすれば、例えば県観光客が那覇市(国際通り)を訪れる割合は59.1%(甲B79・2枚目図表2-14)であるから、平成30年度、850万人の県観光客のうち301万人($850 \times 0.591 \times 0.6 = 301$ 万人)が波の上ビーチ(那覇市唯一のビーチ)を訪れることになる。全く有り得ない話である。

沖縄県には、那覇空港のすぐ近くの豊見城市豊崎の美らサンビーチに長さ700m(現在では県内最大級)の人工ビーチが整備されたが(甲B81(豊見城市都市計画課のHP記事))、現在その約4分の1しか使われておらず、人工ビーチは閑古鳥が鳴いている。ここには、ホテルの建設予定もあったが、いまだ実現していない。需要予測が成り立たず、立地希望のホテルが計画を取りやめたためである。

また、「フォートラベル(東京都)」が発表した「国内の人気ビーチベスト10」(甲B82)では、1位から9位まで沖縄県のビーチが占めているが、それはすべて「自然ビーチ」である。900mの人工ビーチが泡瀬埋立地にできたら、47万人の観光客が訪れるというのは、まさに願望であり、希望にすぎない。

- ③ 「沖縄市立寄率」の計算とこれを元にした様々な予測について

被告市長準備書面(5)24頁イでは、「立寄率は・・・妥当性を有するものである。」と述べている。これは、原告が指摘した沖縄市立寄率の計算、それに基づく沖縄市入域観光客予測、平成30年の宿泊人数予測が信頼できないということに対して、具体的な根拠を示すことなく、「既存のデータの中で最

も有用と考えられるデータを組み合わせて算出した値であって、妥当性を有するもの」と言葉で示すのみで、原告への反論になっていない。原告は、計算の手法、データの使い方、データの組み合わせに合理性がなく、統計学上も誤っていることを指摘しているが、原告の指摘の一部をさらに具体的に指摘しておく。

i) 計算の手法

第349回沖縄市議会定例会（平成23年9月）での池原秀明議員の質疑・沖縄市立寄率の計算に対する沖縄市の答弁を甲B83に示す。

これを具体的に記すと以下のとおりである。なお、以下に援用される数値は平成16年度観光統計実態調査（甲B79図表2-14）の数値である。

a) 「中部東海岸観光客の沖縄市立寄率61%」の計算

分母：伊計島5.3+勝連城跡2.4+中城城跡2.1+東南植物楽園7.9+沖縄市(コザ)7.4=25.1%

分子：東南植物楽園7.9+沖縄市(コザ)7.4=15.3%

分子15.3÷分母25.1×100=61%（中部東海岸観光客の沖縄市立寄率）

b) 「中部地域観光客の沖縄市立寄率19.2%」の計算

分母：伊計島5.3+勝連城跡2.4+中城城跡2.1+東南植物楽園7.9+沖縄市(コザ)7.4+北谷アメリカビレッジ16.5+琉球村13.6+残波岬10+ムーンビーチ4.3+座喜味城跡3.7+むら咲むら3.7+コンベンションセンター2.9=79.8%

分子：東南植物楽園7.9+沖縄市(コザ)7.4=15.3%

分子15.3÷分母79.3×100=19.2%（中部東海岸観光客の沖縄市立寄率）

上記の二つの計算式は、複数回答の結果を足したり、割ったりしているから、計算結果の数値は、沖縄市立寄率を意味せず（複数回答であるから、例えば同じ人が東南植物楽園と沖縄市(コザ)の双方を同じ機会に訪れたとすれば、その人は1人でありながら2人分としてダブルカウントされてしまう）、したがってa)の61%は単に15.3の25.1に対する割合にすぎず、b)の19.2%は15.3の79.3に対する割合を示しているにすぎないことになる。

上記「沖縄市立寄率」の計算式は以上のとおり成立しない（間違いである）が、「沖縄市立寄率」（らしきもの）をむりやり計算しようとするならば、むしろ、平成16年度観光統計実態調査（甲B79・図表2-14）をもとにして、沖縄市入域観光客（東南植物楽園+沖縄市コザ）の県入域観光客（全体）に対する割合を下記の式で計算できる。

分母：514.3（全体）、分子：15.3（東南植物楽園+沖縄市コザ）、 $15.3 \div 514.3 \times 100 = 3\%$ （沖縄市を訪れる割合）

平成30年の沖縄県入域観光客数850万人が沖縄市を訪れる（らしき）人数、

850×0.03=26万人。

これとて正確な数値とは到底言えないが、沖縄市が主張する数値より信頼できる。

これによれば平成30年の沖縄市入域観光客数は26万人となり、沖縄市等が主張してきた本件埋立事業の需要予測である平成30年の沖縄市入域観光客数68万人と比較すると42万人少なく、半分以下ということになる。

また、既述のとおり沖縄市は平成30年沖縄市入域観光客数約68万人の根拠として、a)の「中部東海岸観光客の沖縄市立寄率61%」を使った場合の平成30年沖縄市入域観光客数78万人と、b)の「中部地域観光客の沖縄市立寄率19.2%」を使った場合の平成30年沖縄市入域観光客数58万人の平均値を使用しているが、この両者には約20万人の差があり、20万もの差があること自体この計算式が実態を反映していないことを証明している。

ii) データの使い方、組み合わせ方

平成16年度観光統計実態調査（甲B79、図表2-13）は、全県の77の具体的な観光地から訪れた場所を答える複数回答の調査である。

平成18年度観光統計実態調査（甲B80、問1-10）は、平成16年度とは違い、全県を15の地域に分け、訪れた地域（具体的な場所ではない）を答える複数調査である。平成18年度観光統計実態調査（甲B80、問1-10）の地図は平成16年度の地図とも異なる。

しかも、この二つの調査は年度が違うため、調査対象者も、調査対象地（地域）も当然違うため、この二つの調査を組み合わせ使用することができないのは当然である。しかし沖縄市は、平成16年度調査のいくつかの地点を一括りにして、平成18年度の15の区域の一つと同地域とし組み合わせ使用している。例えば、平成16年度調査の25伊計島、26東南植物楽園、30沖縄市、39勝連城跡、40中城城跡を、沖縄市は平成18年度調査の問1-10の6. 中部東海岸と同じとして組み合わせている。地図を見るだけでは沖縄県民でも、平成16年度の77のどの地点が平成18年度のどの15の地域にまとめられたかもわからない。まして観光客が十分理解するとは思えない。また平成16年度観光統計実態調査には26東南植物楽園があるが、現在閉鎖されている。平成30年の予測にこのような計算式による数値をそのまま使うことが誤りであることは明確である。

また、平成18年度調査の「中部東海岸立寄率15.1%」と850万人から計算された「平成30年の中部東海岸入域観光客128万人」から、沖縄市が上記の計算式で求めた沖縄市立寄率61%をもとにして、沖縄市入域観光客数78万人を算出しているが、上記に示したように平成18年度調査には「中部東海岸」は

あったが、平成16年度調査には「中部東海岸」はなかった。沖縄市が計算する際上記のように平成16年度調査の5つの地点を勝手に「中部東海岸」と一括りにしたので、この各年度の訪問地（地域）は同じではない。このように、沖縄市の行った入域観光客推計値に関する計算式は成立し得ない。

平成30年中部地域入域観光客数301万から、沖縄市計算による中部地域入域観光客の沖縄市立寄率19.2%をもとに、沖縄市入域観光客数58万人を算出する手法も、上記と同じであり、成立し得ない。

なお、参考までに、平成18年度調査の15の地域の調査結果（図表1-15）に、5中部西海岸28.2%、6中部東海岸15.1%とあり、また図表1-16に本島中部地域35.4%とあるが、本島中部地域訪問率は、図表1-15のうち5中部西海岸28.2%と6中部東海岸15.1%を足した数（43.3）ではない。沖縄県はデータから5と6の重複を取り除き、35.4%としている。上記の沖縄市立寄率の計算手法（重複回答をそのまま足したりする）によれば、本島中部地域訪問率は43.3%になるが、沖縄県はこの誤りは犯していない。

沖縄市の手法は、言葉では「沖縄県観光統計実態調査をもとにしている（沖縄市議会答弁）」、「既存のデータの中で最も有用と考えられるデータを組み合わせ算出している（被告市長準備書面（5）24頁）」などとしているが、その実態は上記のとおり統計学の基本に反し非科学的・恣意的な計算に基づくものにすぎない。

13、被控訴人準備書面（5）24頁（2）以下（産業連関分析を用いた生産誘発額等の経済波及効果に関する予測の非合理性）について

沖縄市が答えるべき内容は、どのような合理的な考え方をもって、予定された民間企業や施設が全て進出して稼働するとの見通しが立ち、インプットの値としての就業者数を「1447人と推計」できるのかに関する十分な説明である。「積算」云々の話ではない。それがなされない限り、求められた経済効果は希望的観測値あるいは妄想値であると言うことを否定できず、「インプットの値として妥当性を有している」とは言えない。

14、被控訴人準備書面（5）25頁（3）（まとめ）について

本事業における「土地利用計画の有効性、妥当性等」は検討されていないに等しく、前記のとおり、「経済的見地からの検討」が「十分になされている」とは到底言えず、前記のとおり小田急高架橋事件最高裁判決に照らし当然に違法となるべきものである。

15、被控訴人準備書面（5）25頁4（1）ア（地方公共団体の外来型開発政策）について

原告らは沖縄県内の本件以外の過去の埋立事業について問題としているのではない。本件埋立事業の目的の1つとされている新港地区の旧FTZの振興のための東埠頭浚渫土砂処分場としての本件埋立事業に合理性がないこと、そして、これ以上貴重な合理性のない干潟の埋立事業をすべきでないことを主張しているのである。

16、被控訴人準備書面（5）25頁4（1）イ（本件東部海浜開発事業が沖縄市財政に与えるリスク）について

① 第1段落について

争う。被告市長は、「二重のリスクケースにおいても、市財政の健全性が確保できるということを確認している」としているが、原告の批判に答えるものになっていない。以下原告の再反論をまとめておく。

原告は、訴状（54頁、4）（沖縄市の財政に与える悪影響が極めて大きいこと）、原告準備書面（12）の26頁以下（4、沖縄市の財政に与える影響が極めて大きいこと）等において、以下の問題点を指摘してきた。

- (i) 沖縄市の上記リスクケースの検証は土地売却価格が10%下がった場合だけであり（丙A1・参12頁上段⑤）、これに対しては原告準備書面（12）で「他の条件が変わらなければという前提によるものであり、「最善のシナリオでも実質公債費比率が3%ポイントも上昇する」と言うべきである。用地売却が順調にすすまず、埋立地の購入費を一般会計で負担することとなった場合、あるいは売却がすすんでも期待されたほど投資に見合う経済効果が生じない場合、財政事情がいつそう悪化することは間違いない。その場合、福祉サービスの水準を引き下げざるを得なくなると予想される。」との批判をしている。
- (ii) 沖縄市は土地需要を見込んだ段階で土地の譲渡を受けるからリスクは回避されるとしているが、本件埋立事業の経緯からはそのような沖縄市側だけの都合がまかり通るとは考えられず、購入を余儀なくされることが予想されること（原告準備書面（12）27頁）、また、沖縄市のこのような言い分は、自ら提示している土地需要の予測が現実のものとならないことの可能性を自ら認めるものである。
- (iii) 「健康医療施設用地及び商業施設用地は定期借地権方式を想定」とあるが、現在健康医療施設用地への進出希望の企業は皆無であることから、その用地も賃貸されない可能性が高い事も予想される。すなわち、その土地は沖縄市が購入せず「塩漬けの国有地」として放置される。

(iv) 上記(2)(3)の場合、沖縄市の言う、約1,900人の雇用の創出、年間2.1億円の税収増、年間149億円の生産誘発(丙A1・参8頁)はどうかは、全く検討されていない。

(v) 「全て順調に行くことを想定した計画となっており、悪い状態が検討されていない」(平成16年度包括外部監査結果報告書(甲B48・1-77頁))と指摘されるように、失敗した場合を想定した話、いわば、「予測値の信頼区間」(投資を行うか否かを決定する際には、投資が成功した場合と失敗した場合の両方を勘案するのが世の常である。このとき、「両方を勘案する」という行為を統計学的に換言すると、幅をもって予測するということに他ならない。この幅のことを統計学的に「予測値の信頼区間」という。)の下限の検討が行われていない。

(vi) 被告市長は、機能別需要415万人に対して供給量(施設規模需要)を約8割327万人に抑えた堅めの計画を策定しているとして(丙A1・参6頁)、これに対し原告は「供給量にも満たない需要しか予想されないことについて反証もしないまま、・・・」などと述べている。

しかし、原告は、機能別の需要(例えば入域観光客数等)予測に合理性がないことを具体的に提示している。本件埋立事業における需要予測が過大であれば、約8割とされている施設規模に対する需要を下回ることも予測され、本件埋立事業に合理性が無いこととなる。沖縄市が言う「8割だから堅い」ということにはならない。

例えば、宿泊について、原告は機能別の需要13万人が妥当でない、合理性がないことを示してきた。施設規模に対する需要は、沖縄市の計画通り進行すればホテル300室、コテージ30戸、コンドミニアム150室が出来、合計9万人を収容出来るかもしれないが、機能別の需要13万人が妥当でなく、仮に9万人を下回ることになることも十分あり得るのである。

② 第2段落について

被告市長は、甲B48の沖縄県包括外部監査人の「包括外部監査結果報告書」について、「執筆者個人の主観に基づく意見と評価される」などとしているが、仮にも県の施策に対し公正中立な立場で監査する外部監査人が単なる「執筆者個人の主観に基づく意見」を報告書として提出することは考えられない。行政当局が自己に都合の悪い外部監査意見を「執筆者個人の主観に基づく意見」として無視したり、不当に軽い扱いをすること自体、包括外部監査制度を制度化した趣旨を没却するものである。

17、被控訴人準備書面(5)27頁ウについて

争う。土地利用計画上公共用地であったとしても、その利用需要がなければ維持費等の負担が過大となる。民間施設用地についても「魅力がある」との回答と実際に企業が立地することとは質的に異なり、企業進出の不確実性は大きい。被告市長の主張する「仮に企業進出が低調でも、市財政への影響を回避する対策が講じられている」ことは、上記のとおり事実と反する。

18、被控訴人準備書面（5）28頁（2）（沖縄市の財政面から危惧されること）について

（1）28頁アについて

「巨額」については沖縄市の財政規模からの評価であり、原告の「主観的評価」ではない。また、「赤字」でも「公共」事業であれば免罪されるとの被告市長の主張は不当であることは明らかである。また、本件は単なる住民サービスのための施設造成やインフラ整備ではなく、一つの「事業」「公共投資」として行うものである。したがって、市財政に多大な影響を及ぼす以上、その需要や採算性が議論されることは当然である。

（2）29頁イについて

（ア）において、本件事業整備段階の沖縄市の事業費支出177億円が「沖縄市にとって相当重い負担である」ことについて、被告市長は当該期間中の収入・税収等も考慮すると「ミスリーディング」と主張しているが、これらの収入は民間企業が確実に進出してこそ期待できる収入であり、この点が不確実である以上、これらの収入は沖縄市の「希望」に過ぎず、他方上記事業費支出177億円は確実に支出がされるものであるから、原告の沖縄市財政に対する上記指摘は当然のことを述べたにすぎない。

（エ）の「なお書き」に記載された「原告らがこれを理由に全ての地方自治体で公共的な支出を取り止めるべきと主張している」ことはあり得ない。原告は、沖縄市の東部海浜開発計画への公金支出を問題としているにすぎない。

（3）29頁ウについて

争う。記述のように、本件事業が沖縄市財政に深刻な悪影響を与えるおそれ大きい。

（4）30頁エ（税収増加と地方交付税の関係）について

沖縄市が東部海浜開発事業において市民税、固定資産税等の税収が57億円増加しその増加分をそのまま事業収支に加えていることに対し、原告が税収の増加がそのまま市の総収入の増加とならないことを指摘したことについては、被告市長も認めている。すなわち、沖縄市はこの税収57億円をそのまま「事業収支」に参入して、全体の収支（事業期間30年）を△67億円にしているのでは

る（甲B1、10頁）。ちなみに、この税込分を除いて全体収支を計算すると、収支（事業期間30年）は△124億円（4.1億円/年）となるのである。

被告市長は、「本件海浜開発事業による普通交付税制度上の収支への影響を予想することは相当な困難を伴うので・・・普通交付税制度上の収支見通しに触れなかった」としているが、「東部海浜開発事業における「税込等の増加」57億円がそのまま沖縄市の総収入の増加とならない以上、「税込増加分57億円（2.1億円/年）」を事業収支にそのまま算定すべきではなかったことは明らかである。この「税込増加分57億円」の数値は東部海浜開発計画の経済的合理性に関する基礎的かつ重要な数値であることは明白であり、したがって、「事業収支」としてこの極めて不確かな数値を市民に提示することは、市民に謝った情報を伝えて、市民の意見を不当に誘導した可能性があるのである。

なお、被告市長は、東部海浜開発事業により人口・・・等の算定項目の測定単位が増え、かつ、補正係数が変わることにより基準財政需要額も増え、普通交付税額も増える」と断定している。東部海浜開発事業に伴うインフラ整備等により測定単位が増加することは予想されるが（他方、直ちに人口が増加するかについては、企業等の立地が不確かである以上、増加するものとは断定できない）、「普通交付税額も増える」とは断定できない。そして、測定単位の増加は反面で施設の維持費等の支出の増加をも伴うもので、被告市長の主張するように楽観的に見ることはできないことは明らかである。

（5）31頁オ（震災対策経費と土地購入単価）について

被告市長は、震災対策経費について県・市の「収支に大きく影響することはない」としているが、争う。

甲A5（国の処分計画書）によれば国埋立地の沖縄県への譲渡の予定対価の額は14,700円/m²、甲A15号証（県の処分計画書）によれば沖縄県から沖縄市へ埋立地の譲渡の予定対価の額は19,300円/m²である。

埋立地の譲渡に関する資料は上記の二つである。なお、平成15年の沖縄県と沖縄市の「中城湾港泡瀬地区開発事業に関する協定書」は変更前の埋立計画を前提とした協定書であり、変更後は締結されていない。

従って、現時点での埋立地の予定対価の額は上記の各処分計画書に示されたとおりであり、被告市長が主張する「土地単価がそれぞれ下がる」については何らの根拠もない。

19、被控訴人準備書面（5）31頁末行以下（2）（人工ビーチ砂の流出）について

台風等の荒天がたびたびやってくる本件人工ビーチにおいて、潜堤、突堤等

で砂の流出を抑えきれることは常識的にありえない。

20、被控訴人準備書面（5）32頁6（まとめ）について

沖縄市は「原告のまとめ」への反論として「執行機関による予算執行等に係る裁量権の逸脱及び濫用の有無は、経済的見地のみならず、社会的見地及び政策的見地も含めて判断されるべきものであって、訴外沖縄市の財政悪化の可能性を指摘するだけの原告の主張は失当という他ない。」としているが、沖縄市のこの記述は、それこそ原告の主張全体を見ない的外れの見解である。

原告は、様々な見地、例えば泡瀬干潟・浅海域が世界に誇る極めて貴重な場所であること（これについては、様々な証拠を上げてきているが、新たに2012年12月31日付「琉球新報」記事（泡瀬干潟で新種のクモ発見）（甲C83）を提出する。このように泡瀬干潟には、今なお我々がこれまで認識していなかった生物種が頻繁に発見され続けているのである。）、それゆえに環境省も泡瀬干潟保全を図ろうとしていること、そして本件埋立事業・東部海浜開発事業が経済的合理性を有していないこと（沖縄市の財政悪化のおそれ）、本件埋立事業が2011年の3・11東日本大震災の教訓を汲んでいないことなどを指摘している。

原告が沖縄市の財政悪化のおそれの警鐘を鳴らすことは、沖縄市の財政が悪化すれば市民の生活・福祉・教育などに多大な悪影響を及ぼすことにつながるものであるから当然であり、大切なことである。これらの原告の批判を、「公園などの公共施設を無料で市民に提供できなくなるという意味において、原告の主張が間違っている」（被告市長準備書面（5）28頁）など皮相な意見を述べて、あたかも原告が公園を作ることに反対しているかのごとく言うのは、被告市長がとるべき態度とはいえない。

原告は、世界的にも貴重な生物多様性の宝庫、泡瀬干潟・浅海域が、十分に評価されることなく、無惨に埋め立てられ、その結果、市民に負の財産を押し付けられることを批判しているにすぎない。希少・貴重な泡瀬干潟の価値を損なう本件埋立事業・東部海浜開発事業は、住民生活や住民サービスとは関係のない一種の投資であり、その経済的結果の不確実性から沖縄市財政に与える悪影響が極めて大きいことが予想されるために、不当な事業として批判しているのである。

以上